

南相馬市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定により、公の施設の指定管理者監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成25年12月26日

南相馬市監査委員 高 倉 一 夫

南相馬市監査委員 西 一 信

公の施設の指定管理者監査結果

1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

2 監査の期間

平成25年10月18日～平成25年12月25日

3 対面監査の実施日

平成25年11月25日

4 監査の対象

公の施設	指定管理者	関係所管課
原町斎場	株式会社 相双環境整備センター	生活環境課

5 監査の範囲

平成24年度に係る事務事業

6 監査の方法

指定管理者の公の施設の管理に係る指定管理業務が、条例及び協定書等の内容に沿って、適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、市の所管課に対しては、指定管理者に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼をおき、協定書、関係諸帳簿及び指定管理者における諸帳票を調査するとともに、関係職員、団体責任者等からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により監査を行った。

7 監査の結果

施設の目的達成に必要な管理運営については、概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、一部事務処理において次のとおり改善を要する事項が認められたので、指定管理者にあっては所管課との協議により、所管課にあっては指定管理者に対する指導を含め、適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、軽微な改善又は検討を要する事項については、口頭で指示した。

原町斎場

1. 指定管理者の名称
株式会社 相双環境整備センター
2. 指定期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
3. 指定管理料（平成24年度）
21,500,000円
4. 収支決算の状況（平成24年度）

収 入 (単位：円)

費 目	予 算 額	決 算 額	差引増減	備 考
指 定 管 理 料	21,500,000	21,500,000	0	
自 主 事 業 収 入	0	0	0	
雑 収 入	0	0	0	
合 計	21,500,000	21,500,000	0	

支 出 (単位：円)

費 目	予 算 額	決 算 額	残 額	備 考
人 件 費	13,000,000	15,148,660	△ 2,148,660	
安 全 管 理 費	100,000	84,000	16,000	
現 場 管 理 費	400,000	100,686	299,314	
一 般 経 費	265,670	220,246	45,424	
研 修 費	150,000	81,750	68,250	
報 償 費	48,000	0	48,000	
消 耗 品 費	457,000	131,369	325,631	
燃 料 費	3,417,000	2,805,000	612,000	
食 糧 費	14,000	0	14,000	
印 刷 製 本 費	17,000	0	17,000	
光 熱 水 費	1,321,000	1,317,092	3,908	
修 繕 費	150,000	34,314	115,686	
通 信 運 搬 費	150,000	111,199	38,801	
手 数 料	86,000	72,577	13,423	
保 険 料	10,830	10,830	0	
委 託 料	1,715,000	1,370,277	344,723	
使 用 料	100,000	12,000	88,000	
原 材 料 費	80,000	0	80,000	
自 主 事 業 費	18,500	0	18,500	
合 計	21,500,000	21,500,000	0	

5. 改善事項

- ① 協定書原本の締結日について、日にちが不明瞭な状態となっていることから、訂正印を押すなど適切な処理により、書類の整備を図られたい。
- ② 事業報告書の提出について、条例及び協定書に規定された期限内に提出するよう留意されたい。また、事業報告書の収支決算について、収支が一致しているが、指定管理者制度においては、必ず一致させる必要はなく、実態に即した収支決算にて提出されるよう留意されたい。
なお、所管課においては、事業報告書の内容を精査のうえ、適宜・適切な指導、監督に努められたい。